

議案第 8 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場
-------	----------------------------------

」

を

「

多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場
-------	----------------------------------

に改め、同条第2項の表中

パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 休日に当たら ない日） 木曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 土曜日、日曜 日又は休日の いずれにも当 たらない日）	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。
-------------	---	--------------------------------------	---	--

を

パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から	午前9時から 午後5時まで 午前9時から	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休
-------------	-------------------------------	----------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------

	翌年の3月31日まで	午後4時まで	し、休日に当たるときは、当該日直後の休日に当たらない日) 木曜日（ただし、休日に当たるときは、当該日直後の土曜日、日曜日又は休日のも当たらない日）	場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4日までの日	

に改める。

第8条第1項の表中

「

野外音楽堂	1回（4時間以内）	7,800円		
-------	-----------	--------	--	--

を

「

野外音楽堂	1回（4時間以内）	7,800円		
-------	-----------	--------	--	--

バーベキュー ー広場			1人1日	6歳以上の者 500円
---------------	--	--	------	-------------

」

に改める。

第2条 川崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「パークボール場」の次に「及びバーベキュー広場」を加え、同項の表中

「

野外音楽堂	1回（4時間以内）	7,800円		
バーベキュー ー広場			1人1日	6歳以上の者 500円

」

を

「

野外音楽堂	1回（4時間以内）	7,800円		
-------	-----------	--------	--	--

」

に改める。

第8条の2第1項中「パークボール場」の次に「又はバーベキュー広場」を加え、同条第3項の表を次のように改める。

種 別	単 位	金 額
パークボール場	1人1回	500円
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

多摩川緑地にバーベキュー広場を設置することに伴い、バーベキュー広場について、有料で利用させる公園施設とし、並びにその管理を指定管理者に行わせることとし、及び利用料金制を導入することとするため、この条例を制定するものである。